

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市警備・消防基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、警察・消防及び関係機関等の協力を得て警備・消防防災業務を実施する。

3 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、市実行委員会が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

4 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設並びに市実行委員会が必要と認める場所とする。

5 実施体制

(1) 大会開催前

市実行委員会は、警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア 大会運営の従事を担う青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実施本部に警備・消防防災を担当する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて、大会関連施設に警備消防係を設置する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事故・事件の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- a 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- b 実地踏査の実施に関すること。
- c 通信体制の確立に関すること。
- d 警備員等の確保に関すること。
- e 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

- f 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- g その他必要な警備業務に関する事。
- イ 大会開催期間中
 - a 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
 - b 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
 - c 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
 - d 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
 - e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
 - f 入退場者管理に関する事。
 - g 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
 - h 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
 - i 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
 - j 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
 - k その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、五所川原市において危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

7 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- イ 五所川原市地域防災計画及び施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- b 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- e 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- f 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- g その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- b 大会関連施設における救急救助に関する事。
- c 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- d その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、五所川原市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は別に定める。